

国登録有形文化財の抹消について

令和4年2月17日付け官報告示で国登録有形文化財「常徳院庫裏・常徳院小御堂及び東庫裏・常徳院茶室」が登録抹消となりました。

1 登録抹消された文化財

【令和4年2月17日告示】



○名称：常徳院庫裏・常徳院小御堂及び東庫裏・常徳院茶室

○員数：庫裏255㎡ 小御堂及び東庫裏 41㎡ 茶室18㎡

○所有者：常徳院

○所在地：長野県長野市大字長野元善町615

○登録年月日：平成18年11月9日

○抹消年月日：令和4年2月17日

○文化財の概要

常徳院は善光寺の宿坊で、大勧進の南西に立地する。創立年代は不明であるが、寛文2年（1662）に常智院から移住した憲真が中興したと伝わる。庫裏は敷地中央に東面して建つ木造3階建である。小御堂はもと護摩堂。東庫裏は小御堂に接続する木造2階建で、2階に高欄付の縁をつけている。茶室は、敷地の北西隅に位置し、庫裏から渡廊下で接続している。常徳院は、明治24年（1891）の大火による焼失をまぬがれたと言われており、大火前の善光寺宿坊の特徴を良く残す貴重な文化財であった。

○登録抹消の理由

今回、登録抹消された建物は、長年の使用や度重なる地震による傷みが激しく、耐震等建物の安全を確保することが大変難しい状態であった。改築修理も検討したが、所有者の費用負担がとて大きく、既存建物を維持していくことが大変難しい状況から解体に至った。

なお、常徳院門については、修理し今後も国登録有形文化財として保存していきたいと考えている。

2 長野市内の国登録有形文化財件数

| 種 別 | 内 容 |
|----------|---------------|
| 国登録有形文化財 | 建造物60箇所（136棟） |

（※国登録有形文化財とは、平成8年の文化財保護法の改正により発足された制度である。）

指定等文化財件数の表記変更について

◎変更点（令和4年4月1日より）

✓国登録有形文化財（建造物）の件数表記の変更：「箇所数（60）」→「棟数（136）」

※「長野市文化財保存活用地域計画」作成に伴い、国の表記方法に合わせるもの

《今後の指定等文化財件数一覧表》

（令和4年4月1日現在）

| 指 定 | 指定区分 | 件数 | 内 訳 |
|---------|-------------|-----|--|
| 国 指 定 | 国 宝 | 1 | 建造物 1 |
| 〃 | 重要文化財 | 30 | 絵画 2、彫刻 15、工芸品 3、書跡 2、歴史資料 1、建造物 7 |
| 〃 | 記 念 物 | 7 | 史跡 6、天然記念物 1 |
| (国 選 定) | 伝統的建造物群保存地区 | 1 | 重要伝統的建造物群保存地区 1 |
| (国 選 択) | 民 俗 資 料 | 1 | 選択無形民俗文化財 1 |
| (国 認 定) | 重要美術品 | 6 | 絵画 2、工芸品 2、彫刻 1、書跡 1 |
| 国 登 録 | 有形文化財 | 136 | 建造物 136 (60 箇所) |
| | 記 念 物 | 8 | 名勝地関係 8 |
| 県 指 定 | 県 宝 | 31 | 彫刻 8、絵画 2、工芸品 7、建造物 11、考古資料 1、書跡 2 |
| 〃 | 有形民俗文化財 | 1 | 有形民俗文化財 1 |
| 〃 | 無形民俗文化財 | 4 | 無形民俗文化財 4 |
| 〃 | 記 念 物 | 22 | 史跡 5、名勝 1、天然記念物 16 |
| 市 指 定 | 有形文化財 | 141 | 書跡 2、文書 10、彫刻 27、絵画 8、工芸品 15、考古資料 12、歴史資料 3、建造物 64 |
| | 無形文化財 | 7 | 無形文化財 7 |
| | 有形民俗文化財 | 14 | 有形民俗文化財 14 |
| | 無形民俗文化財 | 9 | 無形民俗文化財 9 |
| 〃 | 記 念 物 | 119 | 史跡 46、名勝 3、天然記念物 69、名勝・天然記念物 1 |
| (市 選 択) | 選択無形民俗文化財 | 8 | 選択無形民俗文化財 8 |
| (市 選 定) | 選定保存技術 | 1 | 保存技術 1 |
| 合 計 | | 547 | |



《従来の指定等文化財件数一覧表》

| 指 定 | 指定区分 | 件数 | 内 訳 |
|---------|-------------|-----|--|
| 国 指 定 | 国 宝 | 1 | 建造物 1 |
| 〃 | 重要文化財 | 30 | 絵画 2、彫刻 15、工芸品 3、書跡 2、歴史資料 1、建造物 7 |
| 〃 | 記 念 物 | 7 | 史跡 6、天然記念物 1 |
| (国 選 定) | 伝統的建造物群保存地区 | 1 | 重要伝統的建造物群保存地区 1 |
| (国 選 択) | 民 俗 資 料 | 1 | 選択無形民俗文化財 1 |
| (国 認 定) | 重要美術品 | 6 | 絵画 2、工芸品 2、彫刻 1、書跡 1 |
| 国 登 録 | 有形文化財 | 60 | 建造物 60 箇所(136 棟)※ |
| | 記 念 物 | 8 | 名勝地関係 8 |
| 県 指 定 | 県 宝 | 31 | 彫刻 8、絵画 2、工芸品 7、建造物 11、考古資料 1、書跡 2 |
| 〃 | 有形民俗文化財 | 1 | 有形民俗文化財 1 |
| 〃 | 無形民俗文化財 | 4 | 無形民俗文化財 4 |
| 〃 | 記 念 物 | 22 | 史跡 5、名勝 1、天然記念物 16 |
| 市 指 定 | 有形文化財 | 141 | 書跡 2、文書 10、彫刻 27、絵画 8、工芸品 15、考古資料 12、歴史資料 3、建造物 64 |
| | 無形文化財 | 7 | 無形文化財 7 |
| | 有形民俗文化財 | 14 | 有形民俗文化財 14 |
| | 無形民俗文化財 | 9 | 無形民俗文化財 9 |
| 〃 | 記 念 物 | 119 | 史跡 46、名勝 3、天然記念物 69、名勝・天然記念物 1 |
| (市 選 択) | 選択無形民俗文化財 | 8 | 選択無形民俗文化財 8 |
| (市 選 定) | 選定保存技術 | 1 | 保存技術 1 |
| 合 計 | | 471 | |

※国登録有形文化財件数は、箇所数で掲載しています。